

新島襄の自治教会思想とその影響：一致、 組合両協会合同問題をめぐって

HORIKIRI, Yasuji / 堀切, 康司

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

HOSEI-SHIGAKU : Journal of the Hosei Historical Society / 法政史学

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

70

(終了ページ / End Page)

78

(発行年 / Year)

1955-06

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010650>

新島襄の自治教会思想とその影響

—一致・組合両教会合同問題をめぐって—

堀 切 康 司

七〇

一

明治五年（一八七二年）始めて横浜に日本基督公会が設立された。その公会は独立自治を標榜すると共に、単純な福音主義の信仰に立ち、無教派を表明して成立したのであつたが、これはもちろん超教派的とか合同的とかの意味ではなく、教派に關係のないという意味であつたと解してよいと思う。その精神は、公会条例第二条「公会の基礎」に明らかにされている所である。即ち「我輩の公会は宗派に属せず唯主耶穌キリストの名に依て建る所なれば、単に聖書を標準とし、是を信じ、是を勉める者は、皆是キリストの僕、我儕の兄弟なれば、会中の各員全世界の信者を同視して一家の親愛を尽すべし。是故に此会を基督公会と稱す」と、この様にして教派的キリスト教を棄てて公同教会を建てた事は、確かに教派の歴史を解しない、教派に対する理解のない日本人に対する宣教師達の指導の優れていることを示すと共に、その卓見については敬意を表する次第であるが、然しそれにも拘わらず、伝道は教派

の支持により、教派の伝道局から送られた宣教師によつて行われた故に、次第に教派主義の傾向を帯びるに至つたのではないかと解してよいであらう。それが為であらう。再び無教派主義を再確認する目的を以て、同年九月に横浜に第一回宣教師大会を開いてその「無教派公会主義」(1)を決議したのであつた。この後、同年九月に新栄公会(東京築地)、七年四月にアメリカン・ボード派遣宣教師の尽力により摂津第一基督公会(神戸)、同じ五月に梅本町公会(大阪)が設立され、「日本基督公会の無宗派論、全国一教会主義は、順風に帆をかけたような勢ひであつた。」(2)そしてここに公会合同の議が起り、明治七年四月の東京・横浜の公会の会議において、「リフオルムド及びコングリゲーションのミッションへも交渉して伝道事業に於ける合同を申込ますことを決議した。」(3)これに答えて同年五月に横浜に於いて開かれたアメリカン・ボード派遣宣教師年会で、「絶対合同に賛成」(4)の決議がなされた。而るにここに、無宗派・全国一教会主義の理想の夢を破るような障害が生じてきた。それは横浜における第一回

宣教師大会の決議に参加した新教三派に属しない宣教師達の渡来布教(5)であつて、そのため三派の宣教師等の態度も、教派主義に傾く兆が見え始めてきた。この様な状勢をみて、「此上はせめて日本人の信者のみにても一致協同して、その主義を貫かんとの志望を發して、公会では當時アメリカ・アマスト大学にあつて会衆派(組合教会)に属し、神学を学びつつあつた新島襄を牧師として招聘するに決し」(6)大徳望新島先生坐下に呈すと冒頭した長文の招聘狀を發したが、新島はこの招聘に応じなかつた。この後、同年十月に東京・横浜・神戸・大阪の四公会の代表及び關係ミッシヨンの宣教師が横浜に集り、「各教会ともに『日本基督公会』なる名の下に合同すべき事を決議し」(7)て、事態は一時好転したかの如く見えたが、プレスビテリアン(長老派)の宣教師団の人達が二派に分裂し、カロルズ一派は日本長老教会を組織する事態が起つた。この様な折に、同年十一月新島襄が帰朝するや、「予てより全国一教会主義と外国宗派排斥とを標榜していた有志の徒は、その主張に対して、強大な援兵を獲べく希望して、此の新帰朝者を訪問した。然るに豈測らん、新島は強い宗派論者であつた。彼は外国の優勢なる教派と結托せずば、事をなすが困難であるとの理由の下に、日本基督公会有志の提議を斥けた」(8)こえて八年三月、神戸公会より書面を以て、「教会政治に於ては合同することは出来ぬ」と云う要旨のことを云つてきた。驚いた東京・横浜側は早速代表としてバラと奥野昌綱の二人を派遣したが、これに対して阪神公会の代表デヴィスと新島襄は「我等の教会は横浜及び東京の教会と同一の名称及び信仰簡条を有する

が、教会政治に至つては異つたものを採用しているから、両者の間には合同は成立して居ない」(9)し、又支持合同は出来ないとしてべて、その立場を宣明したのである。阪神の公会はアメリカン・ボールドの支持する会衆派(組合教会)の援助によつて設立され、個々の教会の独立を強く主張して教会政治に於ける合同を非とした為と考えられる。「明治五年の會議で決議した精神は斯の如き異つた意見で以て解釈せられ、日本に於て凡てのプロテスタント教会の大合同を見たいと望んで居た当初の外国宣教師及び日本の基督教徒の希望は遂に水泡に帰して了つたのである」(10)阪神両公会の意見変更は、新島の意向によつたことはいふまでもないことである。かくして最初の合同問題の蹉跌は新島の手によつて行われたが、第二回の明治十九年から始まる一致組合兩教会合同計画も、遂に彼の力によつて挫折したことを省れば、彼の自由主義自治教会の信念は、田村直臣氏の言葉の如く、余程根強く又深いものであつたと云えよう。次に第二の合同問題の時における新島のつた行動について、その書簡に基いて考察してみよう。

義綏より植村正久に引継いだもの

(2) 福音新報大正十一年一月十二日一三八五号「新島と教会の合同」より

(3) 福音新報明治四十二年三月七一六号「組合、日本基督兩教会合同問題第一の蹉跌」より、「植村全集第五卷所收」

(4) 日本組合基督教会史「合同問題の経緯」より

(5) 天主教、露西亞正教(ニコライ)、聖公会(ウイリアム

ス)、メンヂスト、バプテスト等の渡来布教

- (6) 福音新報 大正十一年一月十一日「三八四号」教会合同
「植村正久とその時代第三卷」所収、この書翰は奥野昌綱
が書いたもので、懇切丁寧な長文のものである。

(7) 註(3)と同じ

(8)、(9)、(10)、註(2)と同じ

二

明治十九年頃から議論が盛んとなつてきた組合・一致両教会の
合同問題は、それぞれ二十五年五月の第二回組合大会総会と一致
教会第四回定期大会において正式に取上げられ、爾来合同の議が
正式に破談になる二十三年四月迄の三年間、両教会関係者のあら
ゆる努力にも拘わらず遂に成就しなかつたが、この原因として、
組合教会側の、新島の云う「巨魁者」(1)はどう考えているかここ
に述べてみる。海老名弾正は、新島が常に裏面で合同反対を策動
していて、表面は「言葉の上では合同賛成といふからそのつもり
でいたが、いよいよとなるとそれは精神的の一致合同だと云うの
であつた。」とその態度を責め、米国の「力と絶縁して、その力を
背景とせずして仕事が出来たらどうかと疑念をもち、コングリゲ
ーション特異の政治が一番理想的であるのに、いま之を棄てて長
老政治に移るといふことに就いては確信が有ち惜かつたのである
う。」(2)と推察している。又小崎弘道は明白に、「教会合同問題
―組合で合同に反対したのは、新島とデビスとであつた。新島は
万事デモクラティックにやるニューイングランドの理想をそのま

ま有つてゐたが、合同するとそれが駄目になると考えたらしい。」
(3)と述べている。この新島と同じ反対の立場に立つて譲らなかつた宣教師デビスは、当時の新島について次の様に述べている。

(4)「明治二十年の春、一致・組合両派合同の議熾なり、先生は身
体すぐれざりしが故に当初より多く之に関与せざりしが此時其草
案を落手するや大に心を悩まさる、一日談偶々此事に及びしとき
の如きは其激昂の状未だ曾て見ざりし所にして心痛の甚しき近年
稀に見る所のものなりき。」そして新島は自己の主義である自由
主義を侵されることを悦ばず、「夫の同志社出身の老練なる諸牧
師が先生と意見を異にし両派合併の運動に着手するや、先生其草
案の自由主義を犠牲にする多きを見て心大に之を惋ばず、遂に反
対の説を主張せざるべからざることを公言せり」そして新島は、
いかなる犠牲を払つても、ただこの自由主義を保持せんとして、
「一步も此主義を枉ぐる能はざることを決心し」、「固く執て動か
ず」この事の為に、その「脳漿を涸らすこと実に鮮少なざりし
なり」という。かくまで心根を打込んで合同に反対し、教会の自
由自治主義の為に動かかなかつた新島、それであつたればこそ、こ
の計画が頓挫したのである。一致教会側の反対論者の田村直臣
はその破綻原因として、「組合教会も一致教会も、新島先生を無
視したのが、其の理由の重なる一つである。」と云い、組合教会に
生れ、同系統の学校で教育され、そして按手札を受けて教師にな
つた新島は、代議政治と合衆政治の不一致をよく知り、反対の立
場を終始変えなかつた。それを「熊本バンドは多数に依つて、新
島先生を棚に上げんとしたのが、此の失敗を招いた大いなる理由

である。(5)と説いている。ここで、その新島の「自由自治主義」とは如何なるものであつたか、この合同問題において、彼が書いて諸方に送つた書翰によつて考察してみよう。

註(1) この言葉は「新島襄書簡集」五三六、宮川経輝・海老名 彌正・小崎弘道・伊勢時雄・金森通倫・湯浅治郎宛の書簡中にある。

- (2) 「植村正久とその時代第三卷」所收「教会合同」より
- (3) 註(2)に同じ
- (4) デビス著「新島襄先生伝」より二八七〜二八八頁
- (5) 田村直臣著「信仰五十年史」より一九八〜一九九頁

三

新島はこの合同問題の時には、健康状態も悪かつたせいであろう。あくまで表面に立たず、裏面で活動していたのであつた。合同の議が盛んであつた明治二十一年には、諸方に彼の意見が寄せられており、彼は一応表面的にはどうであつても、裏面では合同に全く反対であつたから、二十一年十一月の總會において来月五月迄合同が一先ず延期となつた時には、頗る欣喜雀躍したらしく、大久保真次郎氏宛の書簡(4)は、その事を物語つて余りある。

曰く、

「 襄畢生ノ目的

自由教育自治教会兩者併行国家万歳」

といつてゐる。彼の思想の根本はこの一句で以て表現されてゐるといつても過言ではないと思う。明治廿年十一月六日の徳富猪一

郎氏宛の書簡中(2)にも、逐白として「君ニハ政治上ノ平民主義ヲ取ルモノニシテ僕ハ宗教上ノ平民主義ヲ取ルモノナレバツマリ平民主義ノ旅連レナリ僕ハ益々応援スルノ必要ヲ感居候寡人政府主義ノ教会政治ハ僕ノ痛ク反対スル所ナリ」と長老政治に対して強く反対し、更に極言して、「我党ヨリ一致論ヲ吐キ出シタルモノハ非常ノ馬鹿モノト云テ苦シカラス真ニ自由ノ貴キヲ知ラザルモノナリ」という程、自己の主義である会衆政治に対し徹底的に忠実であつた。然しながら彼はただ無暗に合同に反対したのではない。自己の主義を傷つけない範囲内において一致点を見出し得るならそれでよいと思つていたのである。大島正健宛の書簡(3)に、「小生ハ我カ自由主義ヲマゲテモ一致スル程ノ利益ハドウシテモ発見セサルナリ我カ自由主義ヲ曲ケスシテ合併シ得ルノ策アラハ決シテ不同意ハ申スマシ」といつてゐるが、彼が一步も譲れないとした点は、各教会の自治自由の問題であつた。それ故これが侵されないなら、彼は合同を承認したのではないかと一応は解釈し得る。とにかく彼は教会の自決権を擁護する為に、あくまでも闘り決心をしていた。「今回ノ憲法中枝葉ハ兎モアレ我カ自治主義ノ大体ヲ固守シ主権ノ教会ニ存スル事ヲ明々白々ニ憲法中ニ大書スルヲ以テ憲法審議ノ大眼目トナシ度候」と同志社学生中の有力者広津友信、花畑健起宛(4)に憲法草案中の問題点を指摘してゐる。そしてその自治主義を固守するため彼は出来る限りの手段をとつたと云つても過言ではない。二十年十一月廿二日附の徳富猪一郎宛の書簡(5)は、その決意の一端を物語つてゐる。

曰く、「而シテ満足セザレバ敗壞ニ至ラシムベシ」と。新島の反

対運動は、第一に東京第一教会（靈南坂教会）青年会の中心人物であつた民友社関係の人々、即ち竹越与三郎（後の貴族院議員）人見太郎、那須義資等を動かしたことである。（6）これはその近辺に徳富猪一郎が住んでいたことでも、その間の事情が了解し得るものと思われる。彼はこの為に、京都からせつせと手紙を東京に書き送つていたが、この竹越及び小崎宛の書簡（7）中にも、合同についての意見開陳の後で、「御不用ニ相成候ハ、小生方迄御戻シ被下度候末タ金森（通倫）ニモ不示候間至急」などと述べていることから見ても、諸方に反対運動していたことが理解し得る。又同書簡で、日頃の鬱憤を「民ハ知ラシムベカラザルノ手段ハ不同意仕候」と洩している。彼は全く徳富を信頼し、凡て自己の考へている事を彼に打明けていた様子らしいし、（8）又徳富自身も新島を厚く尊敬師事していたと見える。（9）徳富宛、廿二年五月十二日附の書簡（10）において、同志社教会の憲法案審議の様を記した後、「此事ハ内々人見君丈ニ御通シ先ツ他ニ内々ニナシオキ可候下然シ人見君ヨリ他ニ御他言アルハ小生ヨリ之ヲ禁止スルノ意ナク候小生ヨリ此ノ通知アルヲ知ラシムルハ甚不得策ナリト存候貴君ニモ御了察ノ事ト存居候」と語られている点を見ても、内々の連絡のあつたことは明白であり、然も新島自身は自ら出京の際にも、屢々栗津高明未亡人宅で東京第一教会の青年達と懇談していた事が知られているのである。（11）

年□月□日

註（1） 新島襄書簡集より、一二八、大久保真次郎宛、明治廿一

「（前文分離して無し）

貴諭ノ如ク合併ハ無期中止ト相成可申ト存上候（と）雖上毛・武州ハ充分自由自治ノ金城鉄壁ヲ築キ尙將來ニ備ヘオク事マツ甚必要ナルベシト存候

襄畢生ノ目的

自由教育自治教会両者併行国家万歳

血涙共勺之貴兄宜シク生ノ衷情ヲ洞察アレ

皇国ヲ思フ丹キ心ヲ朝間山ニヨセテ

朝な夕な峰に烟のたえざれば山の心根如何あるらん」

（2）

新島襄書簡集より、二七〇、徳富猪一郎宛 明治廿年十一月六日

引用文は「逐白」に収められている。その他参考となる所は左の所である。

「……一致反対論ハ充分湯淺君ニ御吹キ込被下度候小崎ハ小生ト同感伊勢ハ一致シテ大運動ヲ為スノ説近眼ノ甚シキモノ嗚呼近浅ノ思考是亦一ノ流行病雷同病ナリ……金森・宮川等モ此病ニ伝染セリ」

（3）

新島襄書簡集より、一三七、大島正健宛

（4）

新島襄書簡集より、四九三、広津友信、花畑健起宛

（5）

新島襄書簡集より、二七一、徳富猪一郎宛

「……小生一致論ハ益不同意我カ自由ヲ存スルニ非サレハ寧ロ分裂スルニ如カス差少之情実之為我カ子孫千百年之自由ヲ売却スベカラズ近頃出来候草案ハ全クブレシパテリヤン派之組織ヲシテ我カ会ノ自由主義ハ益跡ヲカクシテ見ヘ

サルカ如シ小生ニハ必ス反對論ヲ呈出スヘシ然シ先ツオタヤカ改正ヲ促スヘシ又延期ヲ催スヘシ而シテ満足セザレハ敗壞ニ至ラシムベシ……」

(6) 湯浅与三著「仲び行く教会」より一〇〇〜一一一頁、この書物は「靈南坂教会六十年史」として書かれたもので、著者は湯浅治郎氏の令息である。

(7) 新島襄書簡集より、二二七、小崎弘道、竹越与三郎宛

(8) 新島襄書簡集より、三二八、三三〇、徳富猪一郎宛

三二八、「小生近頃黙止スト申居候間以上ノ言ハ誰レモ他人ニ語ルニアラス小生ノ最信用致候徳富猪一郎君迄噴火山之勃々ト其焰ヲ吐出スルガ如ク吐露スル耳嗚呼」

三三〇、「小生ヲ知ル者ハ天下只猪一郎君アル耳小生モ一方ニハ心細ク存候得共君一人アルヲ以テ亦心大ク罷在候」

(9) 蘇峰自伝より「上京及び同志社遊学時代」八六頁及び一二二頁

(10) 新島襄書簡集より、三二七、徳富猪一郎宛、明治廿二年五月十二日

(11) 註(6)及び「植村正久とその時代第三卷」所收「教会合同に關する一挿話」より

彼の意見が私信ではあるが、なかば公式に表明されたと思われるのは、ただの二回に過ぎないとみてよいだろう。一は一致教会の井深樞之助に宛た書簡と、他は組合教会の有力者であり、合同推進者である所の宮川経輝、海老名弾正、小崎弘道、伊勢時雄、

金森通倫、湯浅治郎宛の書簡の二通のみである。前の書簡は井深の新島の行つてゐる反對運動に対する質問に答えて書かれたもので、あくまでも自己の所信を主張してゐるのである。(1)「小生

へ元來教会ノ政治上ニ関シテハ会衆共和主義を固取欣奉スルモノ有之候」と自己のよつて立つ所を明確にし、翻つて今次の「憲法草按ガ採用実施セラルルノ日ニハ会衆共和主義ハ漸々其跡ヲ隠シ寡人政治ノ早晚我が会中ニ侵入シ来ルハ到底免カルベカラザルノ事実ト存ジ心中大ニ安カラザル所アリ」とアメリカの例を知る故に、(2)その杞憂を包まず述べてゐる。彼はこの点が常に心にかかつていたようで、他の書簡にても、「飽マデモ各教会ガクインデイペンデント・セルフコンプリートニスクヲ失ハサル様ニ致シ度積ナリ万一此併合ニヨリ漸々自治ノ精神ヲ失フノ傾向アルト見ナセハ小生ハ甚不賛成ニシテ……」(3)とが、「差少ノ情実之為我カ子孫千百年之自由ヲ売却スベカラズ近頃出来候草案ハ全クアレシパテリアン派之組織ヲシテ我カ会ノ自由主義ハ益跡ヲカクシテ見ヘサルカ如シ」(4)と書かれてゐるのでも解るのである。彼は合同は真に下からの意識の盛上りが必要であり、教会員自身の認識と自覚の上にたつて始めて成功し得るのであると、後の六氏宛の書簡で懇々と述べてゐるのであつて、「双方ノ教会員ガ充分納得満足ノ上聯合ヲ結了セラルルナラバ小生ハ決シテ之ヲ妨ゲザルベシ」と井深氏に対してもその点について明らかにしてゐる。如何に自分が会衆政治を固執するからと云つて「独り我カ欣奉スル共和主義ナル会衆教会耳ヲ指テ真正ノ教会トハ見做サス」と他教派の立場を認め、「各長所ノ存スル所アレハ小生ハ皆地上有益

ナル教会ト確認シ」それを各々そのまゝ生かし、「スピリチニア
ルユニオンノ行ハレン事ヲ希圖スル」と云うのが、彼の當時の心
境ではなかつたろうか。(5)更に転じて「今ノ憲法ノ儘ナラバ随
時満足シ能ハザル所アリ……是レハ平素吾人ノ欣奉シオル会衆共
和主義トハ大ニ齟齬セザルナキ能ハス」と反対を明確に表明して
いる。六氏宛の書簡(6)の内容は、井深氏とは違つて同じ教派で、
自分の弟子達である故、遠慮なく表面からその態度を叩いている。
この書簡は二十一年十一月廿三日の組合教会總會の日の朝に出さ
れたものである点から云つても意味深いものであり、索制する意
が充分あつたものと推して得るのである。そして先ず委員の如き
ものは誰に依頼されてなつたのか、一個人の有志家が尽力してい
るのかと突き、次に「新會員之末々充分ニ準備ノ整ハス隨而充分
意見も出来サル内ニ只兄等ノ付ケ知恵ニテ只併合ハ宜シイ宜シク
併合スヘシ御勸メニテ云々」とその「輕率ノ舉動」を「御忠告否
明言仕置可申候」ときつぱりと断言し、教会内部が満足に準備が
出来ず、憲法審議など充分でない中に合併など思いもよらないこ
とであると責め、こういう状態での合併は全く近視眼的なもので
あり、「兼而ヨリ組合会中ノ巨魁先達者ト仰カルル兄等ニシテ右
様ナル近眼者ニハアラジト小生ハ兼テヨリ固ク深ク思ヒ込ミ」と
述べ、その期待が裏切られた淋しさを口吻に洩している。長年自
分が教導してきた教え子が、自分と異つた方向へ向つていくこと
とされているのを見た新島の気持はどんなであつたろう。そして「兄
等ノ民ハ之ヲ知ラシムベカラスト寡人政治主義ヲ取ラルル貴族
ノ人種トハ小生ハ見ナシ不申候」と皮肉をとばし、「万一兄等ニシ

テ教会ノVoiceヲ聞カサル日ニハ我カ教会ノ如ク平素自治自由ノ
空氣ヲ呼吸シタルモノハイツ何時ニ自由ノ旗ヲ翻〔シ〕テ兄等ニ
反対シ独立ノ教会ヲ起スモ難計候……小生ハ兎〔ニ〕角我カ執ル
可所ノ主義如何ニ付去就ヲ決スヘキ心得ニ罷在候」と自己の所信
を一步も譲らぬことを示し、確固としてそれを通告したのであつ
た。その時の總會は、彼が「今日教会ノ有様ヲ見ルニ延期ハ至極
ノ事ナリト存ス」と望んだ如く、合同を一応延期することになつ
たのである。超えて明治二十二年五月、總會前の十二日に徳富に
あてた書簡(7)によると、同志社教会は、新島の多分の影響の下
に、左の四ヶ条の修正決議をなしたのである。

「第一 古キクリード(信条)ヲ删除スベシ

第二 各教会ニ自治ノ主權ヲ有スル事ヲ明言スル事

第三 部会ニハ勸告丈為ス事ヲ許ス、決行權ヲ与ヘザル事

第四 アツピールヲ删除スベシ」

そして「此四点ハ一点モ屈ゲズト断言被約候」と一步もあとへ引
かぬ勢いを示した。一致教会の反対派田村氏は、この時のことを
「京都の金森君の牧する同志社教会が反対の声を掲げ、続いて岡
山の安部君が反対に組したとの報に接した時、私は悦の声を発し
た。(8)」と述べている。組合教会の御蔭元の同志社教会と、一致
教会の高知教会と並び称される有力教会たる岡山教会が反対に廻
つたと云う事で、もう先は見えてしまつたのである。然しながら
小崎弘道は、これらの新島や同志社の反対論は根柢が薄弱であり、
彼等の説は、自分達の努力で充分に「日本聯合基督教會憲法」に

取入れられていたと答えている。(9) 即ち「當時合同論の賛成者と雖も、皆自治教会即ち会衆主義には賛成にて、之が為広く諸教会と協同一致し、主の王国を我國に建設する事は更に更に重要な事なるを認めたる人々である。」と先ず自分達の目的とする所を述べ、この目的に副う為に、須く大の虫を生かし小の虫を殺すのであると云つて後、「而も最後の案たる『日本聯合基督教會憲法』は、充分個々の教会の自治を認めたのであれば、之が為合同に反対するが如きは全然不合理の事と考へねばならぬ。尚最初の合同憲法案に、組合派が不同意を唱へた点は『信仰箇条』と『部会大会に於て懲罰を為すの件』であるが、最後の憲法案には之を『戒規』と改め、又『信仰箇条』も比較的寛大なるものに改められた故、之に対して尚不同意を主張する理由は少い訳である。」と新島の言動に対して批判を投げかけている。新島の言う教会員全体の意志でないから反対すると云うことは、この場合には大した反対理由とはなり得ないと云うのである。では外に何か理由があるのか、前に戻つて、六氏宛の書簡をみると、追書に「尚々数日前米国ノアメリカン・ボールド電報ヲ以テ併合ノ決議ハ先見合スベシト申来候由……又コングリゲーションナル教会モ非常ニエキサイト致シ居日本組合教会カ併合スルナラハ日本ノ伝道ヲ引揚ケテ支那亞弗利加ノ内地ニ迄尚一層ノ手ヲ広クハス」ヘシト迄被申候ヨシカク教会カ不同意ヲ唱フルトキハボールドハ必ラス年々ノ寄附ヲ止メラルベシ」と書いているのが眼にとまる。彼は米国の伝道会社と手を切るのに反対だった。合同はその恐れが多分にあつたのである。二回に渡つて洋行した彼の眼に映じた米国はかなり

大きなものであつたと思われるし、それ故「その力と絶縁して、その力を背景とせずして仕事が出来るかどうかに就いても疑念があつたであらう。」⁽¹⁰⁾ (海老名彈正談) そして更に「教会合同問題については、反対説はミツシヨンから離れてしまつて、やつては行けないであらうと云うのが心配の中心で」⁽¹¹⁾ (山本秀燐談) あつて、それが新島であつたことは前記の書簡及び第一回合同問題の時の彼の態度から推しても明らかである。そこで「彼は其の事業の成敗より打算して、日本基督教界の無教派主義を否定し、何所までも外国の宗派に傾らざる可からずと主張した。」⁽¹²⁾ (植村正久談) こういう彼の態度から推して、「組合教会内アメリカン・ボールド・ミツシヨンのある方面から強烈なる反対が突発した。」⁽¹³⁾ (井深梶之助談) 時に、彼は前より一層反対の態度を固めたことは推量に難くないところであらう。

註(1) 「植村正久とその時代第三卷」所收、明治二十一年十一月十二日附、井深梶之助宛

(2) 田村直臣著「信仰五十年史」二〇〇頁参照

(3) 新島襄書簡集より、二一六

(4) 新島襄書簡集より、二七一、徳富猪一郎宛、明治廿年十一月廿二日

(5) 「植村正久とその時代第三卷」所收「教会合同」より「海老名彈正談」参照(本文六九頁を参照されたい)

(6) 新島襄書簡集より、五三六、宮川経輝、海老名彈正、小崎弘道、伊勢時雄、金森通倫、湯浅治郎宛明治廿一年十一月二十三日

(7) 新島襄書簡集より、三二七、徳富猪一郎宛、明治廿二年

五月十二日

(8) 田村直臣著「我が見たる植村正久と内村鑑三」より二一

頁

(9) 小崎弘道全集第二卷一二〇頁より

(10)(11)(12)(13) 「植村正久とその時代第三卷」所収「教会

合同」より

四

この度の教会合同は遂に失敗した。新島は飽くまでも会衆派の信条に忠実であつた。教会の自治自由を護るためのその熱情は素晴らしいものと云えよう。それと共に、伝道は外国の援助によつて行ふと云ふ事業家的な考え方をしていたことも否めない事である。そしてこの時において、彼の阿方の考え方が共に絡み合つて表面に出てきたのであるが、それが返つて組合教会の発展、強いて言へば日本基督教界の発展にブレーキをかける結果となつたと云えよう。その後の組合教会の情勢はどうなつていたか、組合教会は新島襄があればどこまで固守した自由自治のため、手痛い打撃を蒙つたのは、彼の歿後間もなくであつた。個々の教会の自由独立が、教会の全体性の尊重を乗り越える限度までになつて来た状態が現われてきた。全体を無視した個人主義的な行動は、ただ自分達の立場を弱めるだけであつた。二十三年以後の反動時代において、組合教会の人々はどんなに各個ばらばらの態度をとり、自分の教派の力を減じていったかは事実が明らかに示している。澤

山保羅、新島襄の歿後、新神学の影響により、この派の有力者たる金森通倫、横井時雄、安部磯雄(岡山教会牧師)、村井知至(本郷教会牧師)、増野悦興、村田勤、松村介石、本間重慶、新原俊秀、山岡邦三郎らが相次いで伝道界から身を退いた。(1)更に日清戦争や又それ以前の内村鑑三の不敬事件、(2)奥村禎次郎の解雇事件、(3)教育と宗教の衝突事件(4)などの一連の事件による圧迫に押しつけられたキリスト教の中の、当初より自由独立と云う国民主義的意識の濃厚であつた組合教会に、国家主義的転向をもつて布教陣営を建直そうと努力する人が多く出て来たことも争えない事実である。曰く、横井時雄「我國の基督教問題」、「日本の道徳と基督教」(原田助と合著)、宮川経輝「基督教と忠君愛國」、小崎弘道「基督教と国家」、海老名弾正「帝国の新生命」など、日本の基督教、日本的基督教神学なるものが組合教会に排出した。(5)教育勅語によつて象徴される儒教的封建倫理と激しく衝突したキリスト教が、いつのまにか日本的基督教なるものにすり換へられたのは、組合教会の人々の手によつてである。「この様に組合教会が衰勢に向つていつたのは組合教会の自由を、教会の人々は「我々の」自由と解したことの結果である。(6)」と福田正俊氏は述べている。新島の言う教会の自由自治は彼自身の把握のみによつて終り、発展せずじまつたことは、教会の自由の歴史の浅い日本では無理もないことと推察される。

註(1)~(5) 「植村正久とその時代」第五卷参照

(6) 「一つと成らんため」(教会の完成へ)より「教会合同の目標とその方法」(福田正俊)

法政史學 第七号 正誤表

[illegible]